

# 福島県沖地震により被災されたJA共済ご加入の皆さまへ

このたびの福島県沖を震源とする地震により、被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。一日も早い復旧と皆さまのご健康をお祈りいたします。

今回の地震により建物または動産に損害を受けられた方は、JAまでご連絡いただきますようお願いいたします。今後、JAの損害調査員等が被害状況の調査のためにお伺いいたしますので、ご協力をお願いいたします。

## 建物更生共済にご加入の皆さまへ

### 自然災害共済金（地震共済金）のお支払いについて

ご加入の建物または動産に「地震」により、損害割合5%以上の損害が発生した場合に、自然災害共済（平成29年4月1日以降の契約につきましては地震共済金）をお支払いいたします。お支払いする自然災害共済金（地震共済金）の額につきましては、「損害の額×（火災共済金額／共済価額）×50%（損害の額の50%を限度）」により算出いたします。なお、損害割合5%未満の損害につきましては、共済金をお支払いすることができませんので、ご了承ください。

（注）損害割合とは、損害の額の共済価額に対する割合をいいます。損害の額等につきましては、JAの損害調査員等が被害状況を調査して判断いたします。

### 傷害共済金のお支払いについて

ご加入の建物または動産に「地震」による損害が生じ、その「地震」を原因として被共済者やその親族、お住まいの方等がお怪我をされた場合には、JAへお申し出ください。約款に定められた所定の条件に該当された場合、傷害共済金をお支払いいたします。

### 動産損害担保特約における共済金のお支払いについて

建物更生共済に動産損害担保特約を付加されている場合には、「地震」により動産損害担保特約の共済の対象である動産の全部が滅失したときに、この特約による共済金をお支払いいたします。また、お支払いする共済金の額につきましては、「動産損害担保特約の共済金額×30%（損害の額または300万円のいずれか低い額を限度）」により算出いたします。

## ご留意いただきたい事項

- ・今回の福島県沖を震源とする地震以前の災害により被害を受けられた箇所につきましては、対象外とさせていただきますので、ご了承ください。
- ・「共済金使える」「請求手続きを代行する」といって不正に建物の修理を勧誘する不正修理業者によるトラブルが多発しています。このような勧誘を受けたときは、建物の修理契約を締結する前に必ずJAにご相談ください。
- ・罹災時には市町村から「応急危険度判定制度」や「罹災証明書」による判定を受ける場合がありますが、いずれもJA共済とは制度が異なることから、JAの調査結果と一致するものではありません。

一刻も早い共済金のお支払いができるよう全力をあげておりますが、損害調査からお支払いまで通常よりも時間を要することもありますので、何卒ご理解をお願い申し上げます。

また、お手続きの際、必要書類の一部を省略させていただく等、迅速なお支払いに努めてまいります。